

廃棄物対策審議会議事録

会議名	令和5年度第1回流山市廃棄物対策審議会
日時	令和5年5月24日(木) 13時30分～15時
場所	クリーンセンター リサイクルプラザ・プラザ館2階 研修室3
出席委員	稲葉委員、高橋委員、小野委員、小西委員、佐藤委員、中村委員、 恵良委員、須賀委員、鈴木委員、山下委員、飯野委員、橋本委員
欠席委員	羽田野委員
会長	稲葉委員
事務局	伊原環境部長、金子所長、石田副所長、平野副所長、富樫副所長、横井 管理計画係長、千葉収集・リサイクル係長、小山内管理計画係主任主事、 加瀬管理計画係主事、片浦会計年度任用職員
傍聴人	なし
議題	1 事業系ごみの出し方の見直しについて 2 その他 報告① 指定ごみ袋の表記について 報告② ごみ焼却施設基幹的設備改良工事の概要について
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年度「第1回流山市廃棄物対策審議会」次第</li> <li>・ 委員名簿</li> <li>・ 席次表</li> <li>・ 諮問書(写)</li> <li>・ 資料1 事業系ごみの出し方の見直しについて</li> <li>・ 資料2 新旧対照表</li> <li>・ 参考資料 事業系ごみの区分について(参考)</li> <li>・ 資料3 事業系ごみの出し方の見直しスケジュール(予定)</li> <li>・ 資料4 指定ごみ袋の表記について(報告)</li> <li>・ 資料5 ごみ焼却施設基幹的設備改良工事の概要について(報告)</li> </ul>
議事要旨	別紙のとおり

## 議事要旨

<p>・開会（13時30分）</p> <p>・議題</p> <p>1 事業系ごみの出し方の見直しについて</p> <p>2 その他</p> <p>    報告① 指定ごみ袋の表記について</p> <p>    報告② ごみ焼却施設基幹的設備改良工事の概要について</p> <p>・閉会（15時）</p>	
金子所長	<p>定刻となりましたので、ただいまから令和5年度「第1回流山市廃棄物対策審議会」を開会いたします。</p> <p>はじめに、市長から審議会に対して諮問がございます。</p> <p>事業系ごみの出し方の見直しに係る諮問書を、市長から、審議会を代表して稲葉会長にお受け取りいただきます。</p> <p>それでは、市長より諮問書をお渡しいたしますので、よろしくお願いたします。</p>
井崎市長	～諮問書を会長へ手交～
金子所長	それでは、ここで市長からご挨拶を申し上げます。
井崎市長	～市長挨拶～
金子所長	市長は、この後別の公務がございますので、ここで退席させていただきます。
井崎市長	～市長退席～
平野副所長	<p>ここからの司会進行は、私、クリーンセンター副所長の平野が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>会議を始める前に、今年度の人事異動に伴い、伊原環境部長が新たに就任しましたので、伊原部長よりご挨拶を申し上げます。</p>
伊原部長	～挨拶～
平野副所長	次に、稲葉会長からご挨拶をお願いいたします。
稲葉会長	～挨拶～
平野副所長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、本日の資料について確認させていただきます。</p> <p>～配布資料確認～</p> <p>それでは、ここからの進行は稲葉会長をお願いいたします。</p> <p>よろしくお願します。</p>
稲葉会長	<p>本日の出席委員は12名です。</p> <p>したがって、「流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則」第4条第2項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議題1「事業系ごみの出し方の見直しについて」、事務局から説明をお願いします。</p>
千葉係長	～資料1から3及び参考資料により説明～
稲葉会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明について、何かご意見等ございますでしょうか。</p>

小西委員	<p>資料1の燃やすごみの組成分析について、事業系ごみと家庭ごみを合わせて約40%を占めているとありますが、残りの60%はどこから出てくるごみなのでしょう。</p> <p>また、資料2の燃やすごみの搬入制限が1日2,000kgから200kgと大きく減少していますが、理由は何でしょうか。</p>
千葉係長	<p>組成分析結果についてですが、事業系ごみと家庭ごみがごみ全体の40%を占めているということではなく、組成分析のため採取した燃やすごみの中で、紙類が約40%を占めていたということです。</p> <p>資料2の燃やすごみの搬入制限の見直しについてですが、一般廃棄物収集運搬許可業者からの聞き取りや、毎月提出される事業者ごとの燃やすごみの排出量を確認したところ、ほとんどの市内事業者において1日当たり200kgを超えていませんでした。このため、一部の200kgを超える事業者については、事前に「搬入計画書」を提出していただくことで、資源化・減量に寄与するアドバイスを行えるのではないかと考えました。これらを踏まえ、燃やすごみの搬入制限を「200kg」といたしました。</p>
鈴木委員	<p>変更案での燃やすごみと粗大ごみ（可燃性）の搬入制限は1日「200kg」となっていますが、両方合わせて200kgなのでしょうか。</p> <p>ペットボトルと容器包装プラスチックの搬入制限は1日1袋（45ℓ）となっていますが、それは市の指定袋に相当するもののサイズでよろしいですか。また、そのままの状態に入れるよりも、つぶした状態や破砕した状態でいれば、より多く入れられると思うのですが、それについてはどのように考えていますか。</p>
千葉係長	<p>燃やすごみと粗大ごみ（可燃性）の搬入制限については、それぞれで200kgとなります。</p> <p>ペットボトルと容器包装プラスチックの袋については、事業者の方については市の指定袋に入れる必要はありませんが、市の指定袋と同じ45ℓ相当のサイズであれば問題ありません。</p>
石田副所長	<p>市民の方には、ペットボトルはつぶさない状態を出していただくよう周知しています。回収したペットボトルは圧縮梱包機に入れるため、つぶれている状態だとペットボトル同士のかみ合わせが悪く、梱包の状態が悪くなってしまいますので、できる限りつぶさない状態を出していただくようお願いしています。</p>
稲葉会長	<p>破砕した状態で袋に入れて良いかという点はいかがですか。</p>
金子所長	<p>破砕した場合も梱包に影響が出てしまうので、受け入れできません。</p>
稲葉会長	<p>「ペットボトルはできる限りつぶさないで出すように」や「破砕したものは受入できません」などといったような注釈を入れる必要があるかどうか、事務局で検討していただければと思います。</p>
鈴木委員	<p>テレビのCMで放送している「つぶすと1/6の大きさになるペットボトル」を見たことがあります。45ℓ相当の制限があることにより、つぶして入れてしまうことが多くなってしまうことが想定されますが、そちらについてはどのようにお考えですか。</p>
金子所長	<p>本来、ペットボトルは産業廃棄物として処理していただくものです。しかしながら、事業者の皆様には事業を継続していただかなければならない上、資源</p>

	<p>物となり得るものであるため、450相当1袋程度の量であれば、市で受け入れることも可能とするものです。</p> <p>現在CMで放送されているものは、あくまで商品を売るためのものであって、ごみの減量ではないので意味合いが異なると思います。</p>
稲葉会長	<p>ペットボトルはつぶさないでください、などの注釈を書くかどうかは今後検討するという事によろしいですか。</p>
金子所長	<p>検討します。</p>
恵良副会長	<p>燃やすごみの組成分析で紙類が40%あるということは、資源化の余地が十分あると思います。ごみを出すとき紙類はほとんどごみにならないと思うのですが、実際はこんなにも出てしまうものなのですか。</p>
金子所長	<p>先ほど千葉から説明があったように、事業系のみではなく、家庭系・事業系を含めた燃やすごみ全体での分析結果として、紙類が約40%となっています。恵良委員のおっしゃるとおり、資源化する余地はあると思います。</p>
飯野委員	<p>家庭でも事業でも、書類のごみが出ます。個人情報保護の観点から書類はまとめて業者に出していますが、どのように処理されているのか知りたいです。また、紙を細かくしてしまうと資源化できないと聞いたことがあるのですが、家に届いたもので住所等個人情報が記載されているものをシュレッダーにかけた場合、それは紙ごみとして出してよろしいのでしょうか。</p>
金子所長	<p>事業者が書類のごみをクリーンセンターに持ち込みたいという話がある際に、個人情報が含まれていることを心配される場合には、溶解処理を行う業者に出すことを案内しています。家庭に届く封筒やはがきなどは、シュレッダーにかけてごみとして出されると、クリーンセンターでは溶解処理できないので、再利用はされません。</p>
石田副所長	<p>シュレッダーにかけたごみは、再生できるものとできないものが混ざっていることが多々あるようで、通常のコピー用紙のみをシュレッダーしたものであれば溶解して再生処理できるのですが、カーボン紙が混ざっていると再生紙にできないと聞いています。</p>
千葉係長	<p>家庭系ごみの話が出ているので補足しますが、家庭から出た紙類については集団回収で収集され、資源化されています。</p>
稲葉会長	<p>ここでいう紙類40%というのは、燃やすごみとして出されたあらゆる紙ですよ。先ほど恵良副会長から40%もあるのかというお話がありましたけれども、最近では通販で買う人が増えて、段ボールや、紙の緩衝材が出て紙類が増えている部分もあるように思います。</p> <p>資料2の変更案についてですが、ペットボトル、容器包装プラスチックで「軽くすすぐこと」とありますが、容器包装プラスチックは外の包装と中の食品が直接触れる部分があります。書かなくても汚れていないものはすすがないとは思いますが、「汚れたものは軽くすすぐこと」と書いても良いかもしれません。</p> <p>また、資料3のスケジュールについてですが、商工会議所や許可業者には説明会を行うこととなっていますが、実際に出す事業者への説明・周知はどのような手段で行うのでしょうか。</p>
石田副所長	<p>現在、流山市では事業者が当クリーンセンターに搬入する際には、事業者登録が必要となります。その登録名簿を基に説明会の案内もしくは資料を送付し、説明会に出席していただき、事業者の皆様理解をしていただきたいと思います。</p>

	えております。
千葉係長	併せて、一般廃棄物収集運搬許可業者も直接それぞれの事業者とやり取りをしていますので、周知の協力をさせていただきたいと考えています。
稲葉会長	事業者の数はどれくらいでしょうか。
石田副所長	確認して後ほど回答します。
高橋委員	スーパーマーケットが独自で資源回収を行っている所がありますが、事業者が市の搬入制限の規定量を超えた分をスーパーマーケットに持ちこむ可能性はあるのでしょうか。それも踏まえて1日450相当1袋としているのでしょうか。
石田副所長	スーパーマーケットの資源回収は一般家庭・一般市民を対象としているため、事業者がそちらに持ち込むことはないとは考えています。
高橋委員	先ほど事業者の登録数を教えていただけるとのことでしたが、併せて業種も可能であれば教えていただきたいのですが。
石田副所長	申し訳ございませんが、業種ごとのデータは取りまとめてないので、本日中に提示することはできません。
稲葉会長	可能であれば次回くらいに正確でなくとも目安で構いませんので、提示していただくようお願いします。
飯野委員	スーパーマーケットは一事業者として、市民から回収した資源物を搬入することは考えられるのでしょうか。
石田副所長	1500㎡以上の大型店舗は多量排出者として、減量計画書を提出していただいています。その中で廃プラスチック等の資源化できるものについて、どのように資源化していくという記載もされています。その計画書を出した上で当クリーンセンターにごみとして搬入してくることはないと思います。
千葉係長	前提として事業者がプラスチックをごみとして出すには産業廃棄物となりますので、正規のルートで処分することとなります。そもそも資源化して有効に再利用することを前提として回収しているのにも関わらず、それを搬入するというメリットもないと考えます。
稲葉会長	他にご意見がないようでしたら、次の議題に移りたいと思います。 それでは、議題（2）その他について、事務局からお願いします。
平野副所長	本日皆様にご審議いただきたい事項としては以上となりますが、廃棄物行政に関する報告事項が2点ございますので、各担当者から順に、続けてご説明いたします。
千葉係長	～資料4について報告～
小山内主任主事	～資料5について報告～
千葉係長	先ほど稲葉会長から質問のありました事業者登録数についてですが、令和4年11月末現在で「551」の事業者が登録されております。
稲葉会長	ありがとうございました。 ただいま事務局より報告のあった「指定ごみ袋の表記」、「ごみ焼却施設基幹的設備改良工事」について、何かご質問等ございますでしょうか。  私から質問ですが、延命化工事について、元々の耐用年数はどのくらいで、工事によりどれくらい延びるのでしょうか。

金子所長	施設を建設した当時、何年間稼働するかは明確には定めていませんでしたが、新しく施設を新しい場所に建設するのではなく、今の施設を延命化の方がより効率的と判断し、延命化工事を実施するものです。
小山内主任主事	一般的には、ごみ焼却施設の耐用年数はおおよそ 20～30 年ほどとされており、延命化工事の完了後から更に 15 年間稼働可能となります。
小西委員	テーマから外れてしまうかもしれませんが、ペットボトルや缶等の資源回収業者というのは、市で委託して回収しているのでしょうか。
石田副所長	まず、当市の分別区分は「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「容器包装プラスチック」、「ペットボトル」、「有害危険ごみ」で、これらについては市の委託業務として契約しております。このため、ペットボトルは資源回収業者ではなく、市の委託業者が回収し、リサイクル館に搬入された後に資源化されます。 缶については集団回収という方式をとっており、市で回収は行っておらず、自治会その他マンション管理組合が資源回収事業者と契約を結び回収しています。回収量に応じて自治会には報償金、資源回収業者には奨励金が支払われます。
小西委員	資源回収業者と契約を締結するに当たり委託料は発生するのですか。
石田副所長	資源回収に委託料は発生していません。
稲葉会長	基幹的設備改良工事の概要について教えていただけますか。
金子所長	国からの補助金をもらっている関係で CO <sub>2</sub> を 5%以上削減することが一つの目標となっています。目標を達成するため、例えばごみクレーンにおいてはワイヤーの巻き上げ下げの際に、電車や自動車で採用されているブレーキ時の回生電力の回収を行う改造を行ったり、ボイラーで熱回収を行っていなかった部分を熱回収するようにしたり、モーターを高効率のモーターに更新して消費電力を減らすなど、主に CO <sub>2</sub> 削減に繋がる内容の改良工事を行います。
稲葉会長	炉自体の交換は行うのですか。
金子所長	炉の交換は行いませんが、一部、耐火物の更新は行います。
稲葉会長	他にご質問等がないようでしたら、議題（2）その他については終了といたします。 本日の議事は以上となりますが、委員の皆様から、何かございますか。 ないようでしたら、進行を事務局にお返しします。
平野副所長	次回の審議会についてですが、引き続き、委員の皆様には事業系ごみの出し方の見直しについてご審議いただきたく考えております。 時期としては、7月上旬頃の開催を予定しておりますが、日程調整につきましては、追って事務局からメール等でご連絡させていただきますので、ご確認の程よろしくお願いいたします。 以上をもちまして、令和5年度「第1回流山市廃棄物対策審議会」を閉会いたします。 本日はありがとうございました。